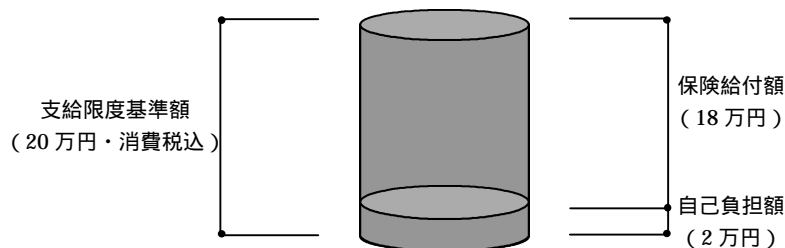


3. 支給限度基準額について

(1) 支給限度基準額

居宅介護住宅改修費支給限度額、居宅支援住宅改修費支給限度基準額ともに20万円までです。つまり改修に要した費用20万円までについて住宅改修費の支給申請をすることができ、そのうち9割(18万円)が保険で支給され、自己負担は2万円となります。また、20万円を超えた場合は、その部分は全額自己負担となります。



平成12年厚生省告示第35号

(2) 要介護等状態区分と支給限度額

要介護等状態区分にかかわらず、支給限度額は20万円の定額です。(ただし、要介護等状態区分が3段階以上上がった場合および転居した場合については、例外となります。)

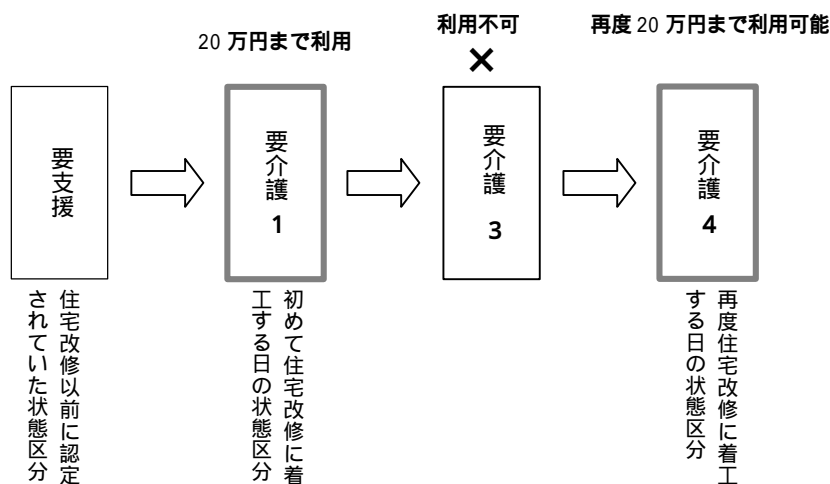
介護保険法施行規則(厚生省令第36号)第76条第1項
同第95条

例外1 要介護等状態区分が3段階以上上がった場合

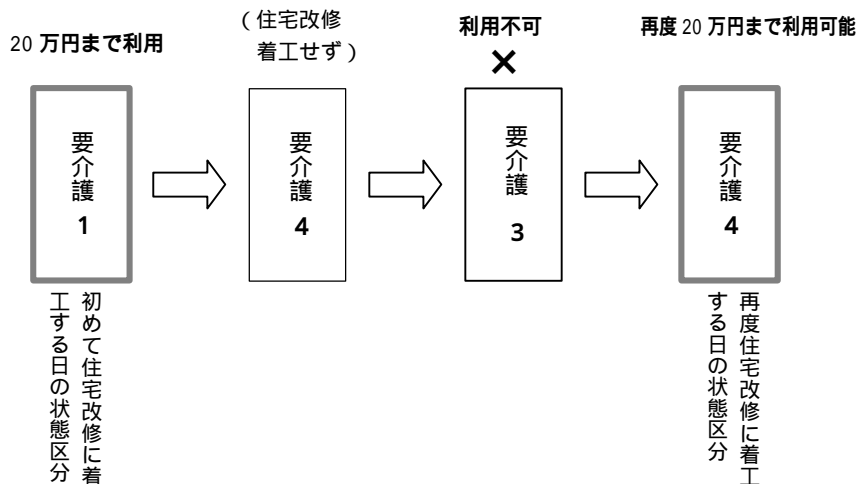
要介護等状態区分が3段階以上上がった場合には、それまでの利用状況に係わらず、再度20万円まで支給可能となります。(3段階リセットの例外)。このときに、基準となるのは、初めて住宅改修に着工した日の状態区分です。ただし、3段階リセットの例外は、一人の被保険者について1回限りとなります。

*要介護等状態区分とは
要支援、要介護1、要介護2、要介護3、要介護4、要介護5の6段階。

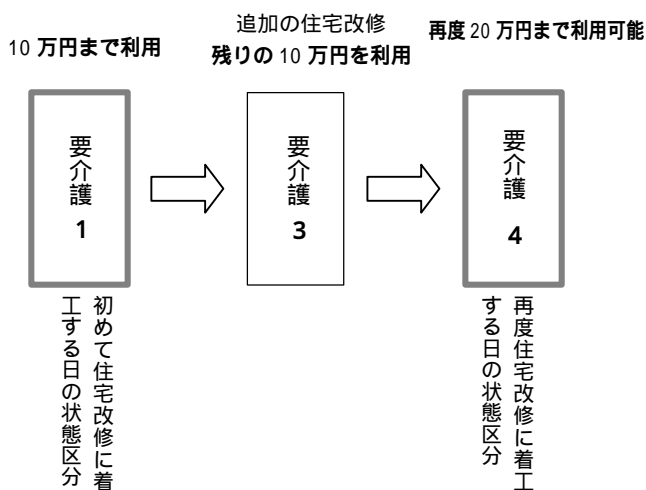
施行規則第76条第2項
厚生省告示第39号(特例告示)



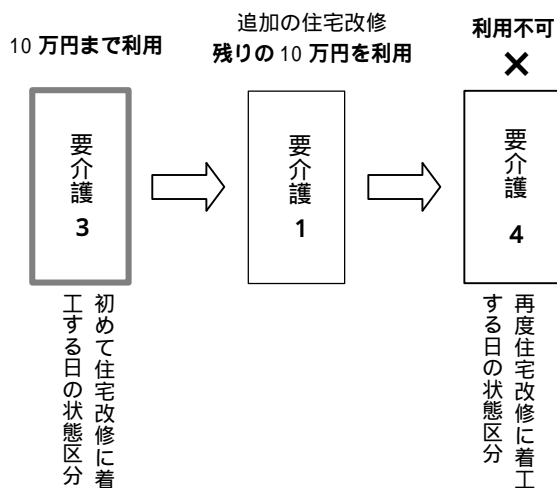
要支援と認定された状態で住宅改修を行わず、要介護1となって始めて住宅改修を行った場合、要介護1を基準として、要介護等状態区分が3段階以上上がった場合に、再度20万円まで支給可能となる。



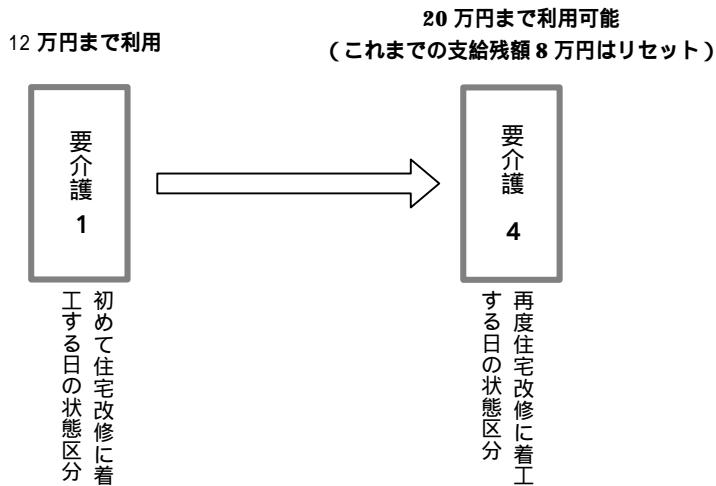
要介護1のときにはじめて住宅改修に着工し、その後要介護4の認定を受けながらこの時点で住宅改修を行わなかった場合、後に要介護3と変更されたときには要介護1から2段階となるので利用不可。再び要介護4以上の認定がなされれば、再度20万円分まで支給可能となる。



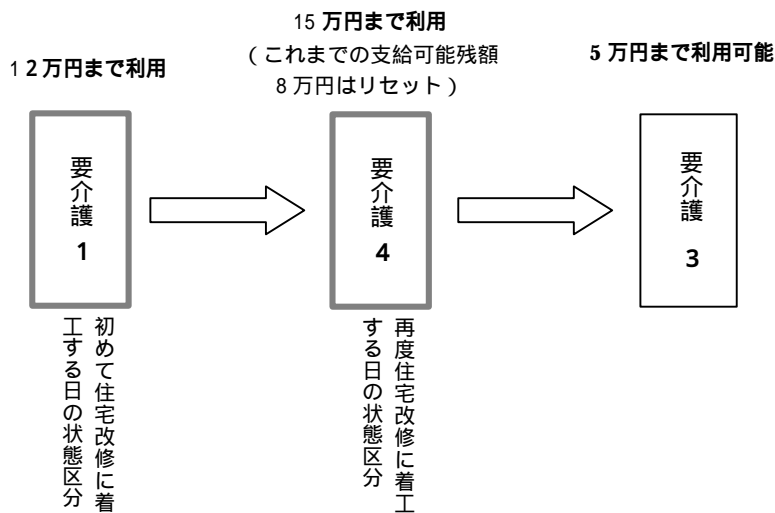
要介護1の時にはじめて住宅改修に着工して10万円分の支給を受け、要介護3の時点でも10万円分の支給を受けた場合、はじめて着工した日の要介護1を基準として3段階上がったとき(要介護4)に再度20万円分の支給が可能となる。



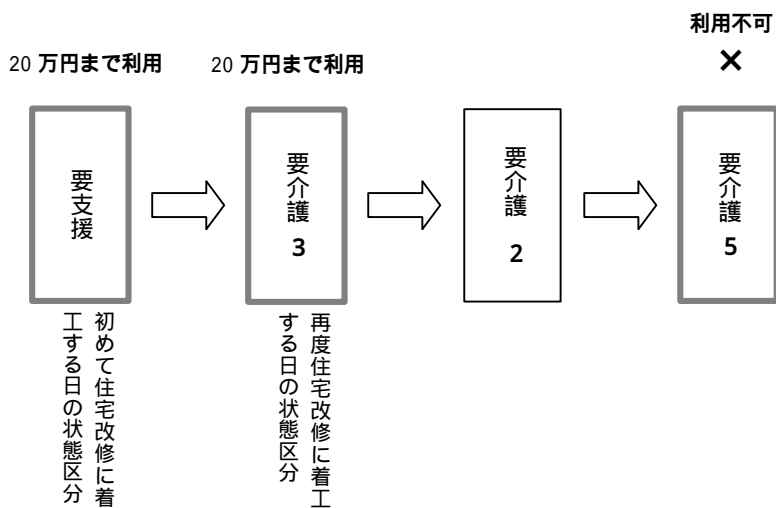
上記とは逆に要介護3の時にはじめて住宅改修に着工し、後に要介護1となって追加の住宅改修を行った場合、後に要介護4と3段階上がったも、基準となるのははじめて着工した時の要介護3であるので、再度の住宅改修の支給はできない。



支給可能残額があっても、要介護等状態区分が3以上上がった場合は、支給可能残額はリセットされ、再度の住宅改修の支給限度額は、20万円となる。



ひとたび3段階リセットの例外が適用されると、その後の要介護等状態区分の変化にかかわらず、リセット後で支給限度額管理がなされる。



3段階リセットの例外は、一人の被保険者について一回限りで、再び要介護等状態区分が3段階以上上がっても適用されない。

例外2 転居した場合

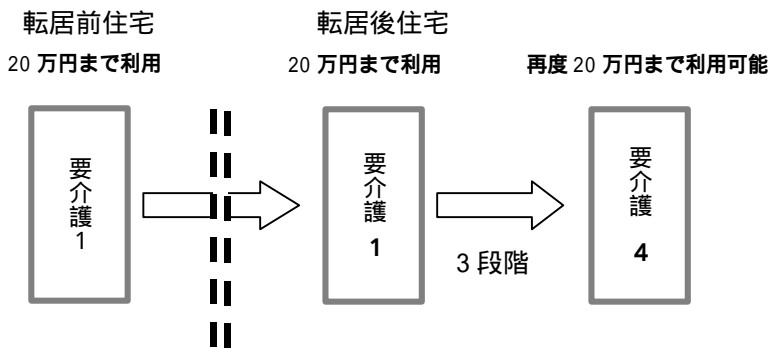
転居した場合には、転居前の住宅にかかる住宅改修費の支給状況とは関係なく、転居後の住宅について20万円まで支給可能となります。(転居リセットの例外)

前述の3段階リセットの例外は転居後の住宅のみに着目して適用されます。(転居リセットの例外が優先)

転居前の住宅に再び転居した場合には、転居前住宅にかかる支給状況が復活します。

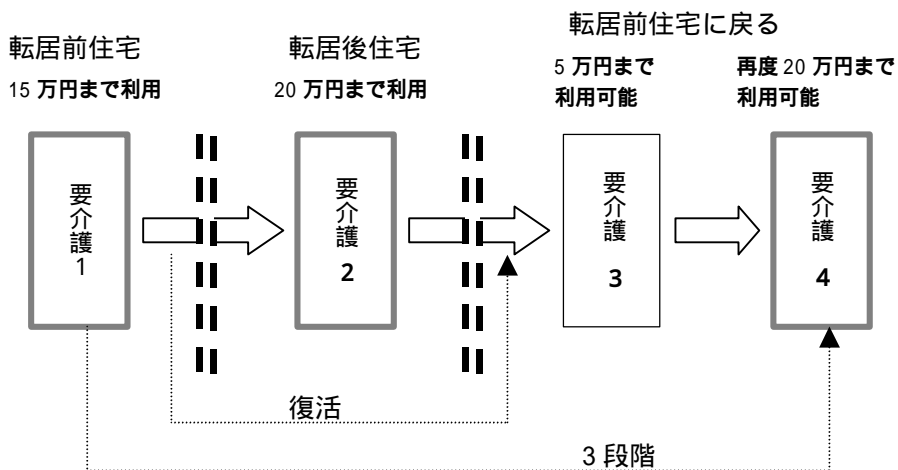
施行規則第76条第1項

同第95条



転居した場合は、転居前の住宅にかかる支給状況にかかわらず、転居後の住宅について20万円分まで支給が可能となる。

また、3段階リセットの例外も、転居後の住宅についてはじめて住宅改修に着手する日の要介護等状態区分を基準とする。



転居前の住宅に再び戻った場合は、転居前住宅に係る支給状況が復活し、転居リセットはなかったものとして取り扱う。したがって、3段階リセットの例外で基準となる要介護等状態区分も過去のものが適用されることになる。

4 . 住宅改修費の支給申請

(1) 住宅改修費の支給を受けるには

住宅改修費の支給申請に当たっては、下記の必要書類を揃え、市町村の窓口へ提出します。

なお、住宅改修費については制度上は償還払いとなっており、一般的には申請書の受理後、被保険者の指定する口座に振り込まれることになっています。

(2) 申請に必要な書類

住宅改修費の支給申請に必要な書類は、次の通り、「介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書」と添付書類です。

- 1) 介護保険居宅介護（支援）住宅改修費申請書
- 2) 添付書類

住宅改修に要した費用に係る領収書（工事費内訳書（p22 参照）を添付する）
 住宅改修が必要な理由書
 完成後の状態が確認できる書類
 （住宅の所有者が被保険者本人以外にいる場合）所有者の承諾書

施行規則第 75 条第 1 項
同第 94 条第 1 項

施行規則第 75 条第 2 項
同第 94 条第 2 項

施行規則第 75 条第 3 項
同第 94 条第 3 項

1) 介護保険居宅介護（支援）住宅改修費申請書

「住宅改修の内容、箇所及び規模」の欄には、改修を行った住宅改修の種類（種類告示の第 1 号から第 5 号までの別）ごとに、改修を行った箇所および数量、長さ、面積等の記載をします。ただし、添付する工事費内訳書でこれらの内容が記載されていれば、申請書には、住宅改修の工事種別のみを記載します。

* 住宅改修の工事種別

- (1) 手すりの取付け
- (2) 床段差の解消
- (3) 滑りの防止及び移動の円滑化のための床材の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 様式便器等への便器の取替え

「住宅改修に要した費用」の欄には、住宅改修費の

介護保険住宅改修費支給申請書

介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書			
フリガナ		保険者番号	
被保険者氏名		被保険者番号	
生年月日	明・大・昭 年 月 日生	性別	男・女
住所	〒 電話番号		
住宅の所有者	本人との関係（ ）		
改修の内容・箇所及び規模	業者名		
	着工日	平成 年 月 日	完成日
改修費用	円		
〇〇市（町村）長 様			
上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（支援）住宅改修費の支給を申請します。			
平成 年 月 日			
申請者 住所		電話番号	
氏名		印	
<small>注意・この申請書の裏面に、領収証及び介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類、完成後の状態が確認できる書類等を添付して下さい。 ・改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付して下さい。</small>			
<small>居宅介護（支援）住宅改修費を下記の口座に振り込んで下さい。</small>			
口座振込 依頼欄	銀行	本店	種目
	信用金庫	支店	
	信用組合	出張所	1普通預金
	金融機関コード	店種コード	2当座預金
			3その他
	フリガナ		
	口座名義人		

支給対象となる費用のみを記載し、対象外の工事費については除外します。
(支給対象となる工事が20万円を超えていれば、20万円と記載します。)

2) 添付書類とその書き方

領収証と工事費内訳書

領収証については、宛名を正確に記載します。(「上様」等は不可)。

領収証の金額は、住宅改修費の支給対象とならない工事等の費用を含めたものでかまいませんが、この場合は、申請書に記載した「住宅改修に要した費用」が住宅改修の工事種別(1)から(5)までの住宅改修費用として適切に算出されたことがわかるように、工事費内訳書でその算出方法を明示します。

工事費内訳書には、工事を行った箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとします。

住宅改修費の算定の仕方

1. 住宅改修の設計及び積算の費用について

住宅改修の前提として行われた設計及び積算の費用については、住宅改修の費用として扱うことができますが、住宅改修を伴わない設計および積算のみの費用については、住宅改修費の支給対象となりません。

2. 新築または増築の場合

住宅の新築：住宅改修費の支給対象となりません。

増築の場合：新たに居室を設ける場合は、支給対象となりません。

廊下の拡張に伴って手すりを取り付ける場合、便所の拡張に伴い和式便器を洋式便器へ取り替えた場合等は、それぞれ「手すりの取付け」、「洋式便器等への便器の取替え」に要した費用のみ、支給対象となりますので、下記3の方法により、支給対象部分を算定します。

3. 住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行われる場合

A. 支給対象部分の抽出

対象部分について、面積、長さ等数量を特定して抽出し、それぞれに単価を乗じて金額を算定します。

B. 按分による方法

解体費や材・工に区分するのが困難な工事科目については、有意な方法で対象範囲を按分し、その根拠を明示します。

4. 被保険者等自らが住宅改修を行った場合

被保険者が自分で材料を購入し、本人または家族等によって住宅改修が行われた場合には、材料費が支給対象となります。この場合の「住宅改修に要した費用に係る領収書」は、材料の販売者が発行したものとし、添付する工事費内訳書は、使用した材料の内訳を記載したものを本人または家族等が作成します。

5. 一つの住宅に複数の被保険者がいる場合

住宅改修費の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに住宅改修費の支給申請を行うことができます。ただし、一つの住宅で複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、それが重複しないようにします。つまり、手すりを複数箇所設置した場合は、被保険者ごとに箇所を分けてそれぞれ申請できますが、同一の便器の取替えに40万円要した場合に20万円ずつ申請することはできません。

工事費内訳書の記入例

1. 内訳書の項目について

部屋名、部位、工事名称、内容（仕様）、単価、数量等は最低限区分して記載します。

2. 材料費、施工費、諸経費を区分し、材工一式の表示は、材工を区分するのが困難な場合を除いて、できる限り避けます。

3. 支給対象となる住宅改修に係る材料（手すり、床材、便器等）については、その仕様を明記します。

内訳書 悪い例

材・工1式の表示の多用は、材料の仕様・対象範囲等が不明確となるので不適当。

部屋名	部 分	名 称	内 容 (仕 様)	対 象 部 分			備 考
				量	単 価	金 額	
1階洋室		手すり設置工事		式			
		その他関連工事		式			
		1階洋室計					
1階和室・DK		床フローリング張り		式			付帯工事一式を含む
		1階和室・DK計					
		小 計					
		諸 経 費		%			
		合 計					
		消 費 税		5 %			
		總 合 計					